

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	アイ福祉サポート株式会社 ディサービスしばんぼの里
所在地	938-0082 黒部市生地芦区3 4 番地 電話番号 0765-33-4460
事業者指定番号	1 6 7 0 7 0 0 3 4 1
管理者	秋元 三和
サービス提供地域	黒部市及び入善町の一部（飯野地区）

2. 事業の目的と運営方針

（目的）住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活したいという高齢者の願いを通所介護サービスを通じて援助を行います。

（方針）ご利用者の意思、人格を尊重し、ひとり一人の特性に合った援助を行います。社会的孤立感や精神的負担を軽減するために地域社会との連携を図り地域に密着した通所介護サービスを提供します。生活を支えとなっている若者たちが安心して高齢社会を担う環境の一翼を担うことが出来るよう努めます。

3. 事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者	1 名 （常勤、兼務）
看護職員	1 名 （非常勤、兼務）
生活相談員	1 名 （常勤、兼務）
機能訓練指導員	1 名 （看護職員兼務）
介護職員	7 名 （常勤4 名、常勤兼務1 名、非常勤2 名）

4. 営業時間および利用定員

営 業 日	営 業 時 間	
月・火・水・木・金・土	8：15～17：00	

※日曜・お盆（2日間）・年末年始（12/31～1/3）は休業日となります。

*年間休日の調整により変動あり。

利用定員 ： 一日 18名

5. 当事業者が提供するサービスと料金

(1) サービスの概要・介護計画に沿って必要な介護を行います。

- ①生活指導（相談援助等）
- ②運動機能の向上・機能訓練（日常動作訓練）
- ③介護サービス（移動や排泄、入浴の介助、見守り等）
- ④介護方法の指導（家族への指導）
- ⑤健康状態の確認（体温・血圧などにより体調確認いたします。）
- ⑥送迎（送迎時間は事前にお知らせ致します。また、利用時間の変更は職員又は介護支援専門員にお申し出ください。）
- ⑦給食（食事のキャンセルは職員にお申し出ください。）
- ⑧入浴（ご利用者の体調等により清拭などの対応とさせていただく場合があります。）
- ⑨レクリエーション
- ⑩洗濯代行サービス（家族・ケアマネの承諾の元、適に応じて行います）

(2) 利用料金について

- ① 利用料・食費（おやつを含む）及び加算に伴う料金については別紙にて記載いたします。
- ② 給付の支給限度基準額を超えて利用された場合の超過分は全額自己負担となります。

(3) キャンセルについて

- ① ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は事業所までご連絡下さい。キャンセル料金は徴収致しません。但し、食事等の準備がございますので早めにご連絡下さい。
- ② サービスの利用の中止をする際には、次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先	しばんばの里 電話番号 33-4460 対応時間 月～土曜日 8:15～17:00
-----	--

- ③ サービス利用中に体調の変化や発熱がみられる場合はサービスを中止する事があります。又、緊急時の救急搬送のケースを除き、原則、ご家族お迎えのもと受診くださいますようお願い・ご協力をお願いいたします。
- ④ 感染症の疑いがみられる場合や風邪・病気の際はサービスの提供をお断りする事があります。
- ⑤ 他のご利用者や事業者による感染症発生時は感染リスク回避によりサービスの中止をお願いする事もございます。
- ⑥ サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。（要支援者は同週内）但し、定員数分の予約が入っている日には振り替ができませんのでご了承ください。

6. 緊急時の対応

- ① 常に安心・安全なサービスの提供を心掛けておりますが、ご利用者の状態の急変・または様々な緊急事態や不慮の事故などが発生された際は、速やかに対応いたします。また、ご家族や必要箇所への連絡を致します。
- ② 災害等（地震・火災・台風・豪雪・他・・・）の緊急時は、ご利用者の安全を第一に考慮し事業所側の判断により止むを得ずサービスを中止、もしくは休止する場合があります。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

7. 非常災害対策

- ① 防災設備・・・室内消火器設置・火災報知器設備等
- ② 防災訓練・・・年2回実施
- ③ 防災責任者・・・代表取締役（杉本 信行）

8. サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを中止する場合。
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 事業所の都合でサービスを中止する場合。
人員不足等やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
* 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護・要支援区分が非該当（自立）と認定された場合。
＜この場合、新たに総合事業対象者と判定されれば、条件を変更して再度契約する事が可能です。（総合事業への移行）＞
* 総合事業対象者が要介護認定を受けた場合。
＜この場合、条件を変更し再度契約することが可能です。（介護保険給付への移行）＞
* ご利用者がお亡くなりになった場合。
- ④ その他のサービス終了事由
* 1 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
* 2 事業者が守秘義務に反した場合。
* 3 事業者がご利用者やご家族などに対して本契約を継続し難いほどの背信行為（パワハラ・セクハラ・個人情報の流布など社会通念を逸脱する行為を行った場合。
（* 1・2・3により、ご利用者は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了することが出来ます。）
* 4 ご利用者がサービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合。
* 5 ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。

- * 6 ご利用者が入院もしくは病気等により 3 か月以上に渡ってサービス利用ができない状態である事が明らかになった場合。
 - * 7 ご利用者やご家族などが、他のご利用者や事業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（パワハラ・セクハラ・個人情報の流布など社会通念を逸脱する行為など）を行った場合。
- （* 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 により事業所は文書で通知する事により即座に契約を終了させていただきます場合があります。）

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	受付担当者：小倉 未奈 解決責任者：秋元 三和 電話番号：0 7 6 5－3 3－4 4 6 0 FAX 番号：0 7 6 5－3 3－4 4 7 0 対応時間：月～土 午前 8：1 5～午後 1 7：0 0
------	--

* ご利用者からの苦情があった場合は、相談員が担当者やご利用者に連絡を取り、事情を確認します。迅速かつ適切な対応を行い、処理顛末を記録保管し、再発を防ぐ為に役立てます。

○公共機関においても、次の機関においても苦情申し出ができます。

介護保険相談窓口 （対応時間 平日 8：30～17：00）	黒部市地域包括支援センター（黒部市役所内） 電話番号（0765）54-5002
	黒部市役所 介護保険担当課 電話番号（0765）54-2111
	入善町役場 介護保険担当課 電話番号（0765）74-1100
	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 電話番号（0765）57-3303
	富山県国民健康保険団体連合会 電話番号（076）431-9827
	富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話番号（076）432-3280

10. 感染症対策について

* 様々な感染症にたいし厚生労働省の指示に従い対応いたします。また、当事業所独自での取り決めによりご利用者・ご家族への対応をお願いする事もございます。何卒・ご理解ご協力をお願いいたします。

＊前記内容にて双方で確認し本書2通を作成し、利用者・事業所が署名捺印のうえ1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

○利用者（または代理人）

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、要介護・日常生活支援総合事業のサービス提供開始に同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○説明者

要介護・日常生活支援総合事業のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 _____

氏 名 _____ 印

初回説明書事項からの変更

変更事項： _____ 年 月 日 時 分 説明

変更事項： _____ 年 月 日 時 分 説明

重要事項説明書

アイ福祉サポート株式会社
デイサービス しばんばの里